

昭和七年勅令第十二号

昭和七年勅令第十二号（明治四十二年法律
第二十二号第一條第二項ノ規定ニ依リ樹木
ノ集団ノ範圍ヲ定ムルノ件）

第一條 明治四十二年法律第二十二号第一條ノ規
定ニ依リ立木ノ登記ヲ受クルコトヲ得ベキ樹木
ノ集団ハ別表ニ掲グル樹種ノ内七種ヲ超エザル
種類ノ樹木ノミヲ以テ組成セラルルモノニ限ル
但シ植栽ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集団ニ付
テハ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第二條 同一ノ土地ニ生立スル樹木ノ集団ニ付二
箇以上ノ立木ノ登記ヲ為スコトヲ得ズ

附 則

本令ハ昭和七年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス
（別表）

あかう（あかう及がじゆまるニ限ル）

あかぎ（別名かたん）

あかめがしは

あさだ

あづきなし

あぶらざり

あべまき

あららぎ（別名いちゐ又ハおんこ）

あをがし（あをかご及あをがしニ限ル）

あをはだ

いぎり

いすのき（別名ひよんのき）

いぢゆ

うらじろごしゆゆ（別名はませんだん）

うるし

えごのき（えごのき及はくうんぼくニ限ル）

えぞまつ（あかえぞまつ及えぞまつニ限ル）

えのき（うらじろえのき、えぞえのき及えのきニ
限ル）

かうえふざん

かうやまき

かくれみの

かごのき（別名こがのき）（いぬがし及かごのき
ニ限ル）

かし（あかがし、あらかし、いちひがし、うばめ
がし、うらじろがし、おきなはうらじろがし、し
らがし、つくばねがし及ながばがしニ限ル）

かしは

かつら

かば（うだいかんば、さうしかんば、しらかば、
たけかんば、まかんば及をのれかんばニ限ル）

かへで（別名もみじ）（かへで属ニ属スルモノヲ
含ム）

かや

からすさんせう

からまつ

きはだ

きり

くすのき

くぬぎ

くは

くり

くるみ（おにぐるみ、てうちぐるみ及ひめぐるみ
ニ限ル）

くろき

けやき（けやき及つきニ限ル）

けんぼなし

こえふまつ（こえふまつ、てふせんこえふ及ひめ
こまつニ限ル）